

掲示期間 12.28-1.6

新潟市議会議員の定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月28日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第52号

新潟市議会議員の定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例  
新潟市議会議員の定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成18年新潟市条例  
第140号）の一部を次のように改正する。

第1条中「51人」を「50人」に改める。

第2条中「東区 9人」を「東区 8人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この条例の規定は、この条例施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、この条例の施行の日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。